

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

平成27年2月20日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GⅠグレード 0件
2. GⅡグレード 0件
3. GⅢグレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	タービン建屋1階にある常用照明分電盤において、漏電遮断器が動作していることを確認した。当該分電盤を点検・修理。	
2	1号機	原子炉建屋3階にある常用照明分電盤において、回路の絶縁抵抗値が低下していることを確認した。当該分電盤を点検・修理。	
3	2号機	所内用圧縮空気系気水分離器(B)凝縮水排水装置入口弁の開固着を確認した。当該弁を点検・修理。	
4	2号機	計装用圧縮空気系圧縮機(B)空気冷却器のフローグラス内フラッパー(配管内の流れを確認するための窓についた板)の開固着を確認した。当該フラッパーを点検・修理。	
5	4号機	タービン系制御装置Ⅱ系に異常を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該装置はⅠ系にて正常に動作中であり問題なし。	
6	6号機	原子炉系多重伝送現場盤伝送装置Ⅰ系に故障を示す警報の発生を確認した。当該装置を点検・修理。なお、当該装置はⅡ系にて正常に動作中であり問題なし。	
7	その他	赤外線サーモグラフィカメラの定期校正時、温度測定値が管理値を超えていることを確認した。当該カメラを点検・修理、測定記録への影響を評価。	